資料1-1

議題１　認定市道内にある個人名義の土地について（碧南市提出）

市　　名	回答				
	(1)認定市道内に個人名義の土地が存在しているか	(2)【存在している場合】個人名義が判明した場合の対応は	(3)【寄附の場合】謝礼等を出しているか	(3)【その他の場合】具体的に記載	(3)【買収の場合】買取単価をどう決定しているか
名古屋市	存在している	「何もしない」又は「寄附」にて対応	出していない		
豊　橋　市	存在している	１．地権者に道路用地の寄附をお願いする。 ２．１が難しい場合、当該地権者に対し、道路用地の無償使用貸借契約の締結を提案する。	出していない	－	買収は実施していない。
岡　崎　市	存在している	「寄附」を呼び掛けている	出していない		
一　宮　市	存在している	調査の結果に応じ、寄附の協力を依頼するか、買収するか、決定する	出していない		固定資産税路線価を用いた簡易評価により算出
瀬　戸　市	存在している	地権者の申し出により対応している。（原則は寄附。非課税措置が取られていない場合は買収。）	出していない		原則として土地固定資産税評価額相当額の3割。
半　田　市	存在している	基本的には、寄附でいただくことを第一に交渉する。寄附で交渉がまとまらない場合は、買収で交渉していく。	出していない		５００万円以上は不動産鑑定を依頼。 ５００万円以下は路線価等から比準した単価（市の基準による）を算出し、価格調整会議にて決定。
春日井市	存在している	何もしていない	出していない		路線価の10パーセントとしている
豊　川　市	存在している	基本的に寄附していただけるよう交渉を行う。過去の経緯などを聞き取ったうえで買収となる場合もある。	出していない		路線価、不動産評価額より算出。
津　島　市	存在している	基本的には、寄付していただくように呼び掛けております。相手側の対応と必要性に応じて、買収の呼びかけとしたこともあります。ただし、相続がされていないときは、どちらの対応もしておりません。	出していない		1㎡当たり、地目が宅地で１万円、農地で５千円でお願いしておりますが、場合によっては交渉により決めている場合もあります。
碧　南　市	存在している	認定市道内に個人名義の土地があれば、寄附を呼び掛ける。 認定市道内の一部が個人名義の土地であれば、市が測量をし、寄附を呼び掛ける。しかし、測量の結果、認定市道内に個人名義の土地がなければ、測量費の返還を求める。測量の前に測量費の返還の誓約書の提出を義務付けている。	出している	１筆２万円＋１００円／㎡（上限５万円）	交差点から２０ｍ区間に限り、固定資産評価額の㎡単価で購入することもある。
刈　谷　市	存在している	道路内民地は現況の地目が道路のため非課税となっているが、市道建設、拡幅の際に用地取得ができず借地料契約を結んでいるケースがある。非課税の場合、元の土地所有者が死亡しかつ相続がされていないケースも多いため、現在の相続人への相続登記や土地の測量等、土地の状況を土地所有者負担で整理してもらった上で寄附なら土地を帰属できる旨を案内しています。	出していない		買取は行っていない。

議題１　認定市道内にある個人名義の土地について（碧南市提出）

市　　名	回答				
	(1)認定市道内に個人名義の土地が存在しているか	(2)【存在している場合】個人名義が判明した場合の対応は	(3)【寄附の場合】謝礼等を出しているか	(3)【その他の場合】具体的に記載	(3)【買収の場合】買取単価をどう決定しているか
豊　田　市	存在している	土地所有者が土地境界確定を実施し、市道内に所有地が入っていることが明確になった場合には寄附対象地とし、土地所有者から寄附の相談があった場合に下記のとおり手続きを行う。 １　土地所有者が寄附を承諾した場合 １）分筆が必要となる場合 市で寄附可否の判断を行い、可能となった場合は、市の予算で分筆や所有権移転登記を行う。 ２）分筆が不要となる場合（丸筆） 市の予算で所有権移転登記を行う。 ２　土地所有者が寄附を承諾しなかった場合 １）寄附ではなく、固定資産税・都市計画税の減免を要望された場合 土地所有者が実施した境界確定資料を用い、道路内民地面積を道路管理者である市職員が机上で算出し、資産税課へ報告（減免依頼）する。	出していない	―	―
安　城　市	存在している	寄附を受け付けている。	出している		
西　尾　市	存在している	寄附をお願いする	出していない		買収は行っていない
蒲　郡　市	存在している	寄附をお願いする。 課税地で寄附に応じていただけない場合、非課税の申出をしてもらう。	出している		
犬　山　市	存在している	寄附を所有者へ提案、相談次第で買収を検討する場合もある	出していない		相続税評価額を基準としている
常　滑　市	存在している	寄付を基本としていが、地権者から同意が得られない場合は買収もやむなしと考えます。	出していない		不動産鑑定士による鑑定により単価を決定しています。
江　南　市	存在している	寄付していただくようお願いしています。	出していない		
小　牧　市	存在している	原則寄附のお願いをしています。	出していない		小牧市未登記土地事務処理要綱第4条に基づき、近傍固定資産税路線価を0.7で除し、これに0.56を乗じた額の10%に相当する額としています。
稲　沢　市	存在している	土地所有者に分筆及び寄附をお願いをしている。	出していない	特になし	買収することは現時点ではない。
新　城　市	存在している	寄附を呼びかける	出していない		
東　海　市	存在している	相手方の意向により対応	出していない		路線価
大　府　市	存在している	相手方から寄附採納の依頼があれば、所有権移転登記の手続きを市で行っている。ただし、課税地の場合は買収に応じている。	出している		要綱に基づき、固定資産税路線価の１０分の１以下の額にて対応している。
知　多　市	存在している	所有者から相談があった場合、寄附の制度を説明しています	出していない		
知　立　市	存在している	特に対応はしていません。判明した経緯によっては関係した土地家屋調査士等を通じて寄附を呼び掛けることはありますが、相続関係で単純な処理では達成できない場合が多い。	出していない		買収はしていない。

議題１　認定市道内にある個人名義の土地について（碧南市提出）

市　　名	回答				
	(1)認定市道内に個人名義の土地が存在しているか	(2)【存在している場合】個人名義が判明した場合の対応は	(3)【寄附の場合】謝礼等を出しているか	(3)【その他の場合】具体的に記載	(3)【買収の場合】買取単価をどう決定しているか
尾張旭市	存在している	市への寄附を依頼し、断られた場合は使用承諾（借地）により整理している。 土地所有者の意向等によっては買収を行う場合もある。	出していない		市職員により算定することもあるが、対象土地全筆が道路として使用されている場合等、市職員により算定することが困難な場合は不動産鑑定士に不動産鑑定評価を依頼して算定する場合がある。
高浜市	存在している	寄附、買収、借地による対応。	出していない		不動産鑑定士による鑑定を行い、決定している。
岩倉市	存在している	官民境界立会時に判明した場合は、寄付の呼びかけをしています。	出していない		
豊明市	存在している	所有者より申出があれば、寄附をしてもらっている。	出していない	道路使用承諾書や、無償の土地使用賃借契約をむすんでいる。	
日進市	存在している	本市からはアクションしない。	出していない		
田原市	存在している	土地所有者から相談があれば「寄附」か「買収」について対応を検討	出していない		市の要領に基づき計算（路線価を基にする）を基本とする
愛西市	存在している	寄附をお願いしている	出していない		
清須市	存在している	井領道路として提供してもらっており年間で使用料を支払っている 寄付または無償借地で対応	出していない	借地の場合は借地料無料 固定資産税減免	やっていない
北名古屋市	存在している	何もしていない			
弥富市	存在している	寄附をお願いする。断られた場合は買収。	出していない		地目や現地の状況によって異なるが、一例として、買収予定地が道路内民地で「区域：市街化調整区域」「地目：雑種地」の場合、宅地の固定資産税評価額×0.5を買収単価としている。
みよし市	存在している	寄付のお願いをします。	出していない		
あま市	存在している	官民境界立会時等で個人名義が判明した場合、土地利用相談の際に寄附採納のお願いを行っています。	出している	寄附に係る分筆費用の補助を行っており、道路・水路それぞれで上限１５万円の補助金を交付しています。	
長久手市	存在している	寄附を呼びかけている	出している	寄附のお礼文と所有権移転登記完了済みの全部事項証明書の写しを郵送している。	